

経済産業省

20211209 貿局第1号
輸入注意事項2021第21号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について」（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年12月10日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について」の一部改正について

「輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について」（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

「輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>1～6 （略）</p> <p>7 その他の記載事項</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）「Ⅲの輸入の承認」欄には、当該事項を次により記載すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ ※有効期間満了日</p> <p>「有効期間満了日」欄には輸入貿易管理令第5条第1項に定める有効期間の満了日のほか、<u>平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号</u>（輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について）に基づいて認められた有効期間の満了日を記載し、「延長後有効期間満了日」欄には同注意事項に基づいて承認した延長後の有効期間満了日を記載し、同欄の近くに延長承認年月日及び確認印を押捺する。</p> <p>ハ （略）</p> | <p>1～6 （略）</p> <p>7 その他の記載事項</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）「Ⅲの輸入の承認」欄には、当該事項を次により記載すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ ※有効期間満了日</p> <p>「有効期間満了日」欄には輸入貿易管理令第5条第1項に定める有効期間の満了日のほか、<u>平成10年3月4日付け輸入注意事項10第40号</u>（輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について）に基づいて認められた有効期間の満了日を記載し、「延長後有効期間満了日」欄には同注意事項に基づいて承認した延長後の有効期間満了日を記載し、同欄の近くに延長承認年月日及び確認印を押捺する。</p> <p>ハ （略）</p> |